

様式第 1 号（第 3 条関係）

審 査 基 準 整 理 票

処分名	製造所、貯蔵所又は取扱所における予防規程の制定・変更認可		
根拠法令名	消防法(昭和23年法律第186号)		第14条の2
基準法令名	消防法(昭和23年法律第186号)		第10条第3項
所管部署	消防局 予防課 危険物係		
標準処理期間	1 4 日	法定処理期間	
【審査基準】 ・文書の名称【 危険物施設の審査基準（財・東京防災指導協会）】 ・掲載図書等【 消防実務六法】 ・内容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載 消防法第14条の2第2項の規定により、法第10条第3項の技術上の基準に適合していないとき、その他火災の予防のために適当でないと認めるときに該当しないことを基準とし、この場合において、火災の予防のために適当でない場合とは、法第10条第3項の貯蔵及び取扱いの技術基準に適合していないこと及び危険物規制規則第60条の2の各号が具備されていないときである。			

参 考

（ 根拠法令 ）

消防法第14条の2

政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の火災を予防するため、総務省令で定める事項について予防規程を定め、市町村長等の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

（ 基準法令 ）

消防法第10条

3 製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。